被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成27年12月17日

寒川町長　木　村　俊　雄

寒川町条例第21号

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

（寒川町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正）

第1条　寒川町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年寒川町条例第13号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第1項の表傷病補償年金の項中「に該当する」を「のうち」に、「旧船員保険法の」を「旧船員保険法による」に、「旧厚生年金保険法の」を「旧厚生年金保険法による」に、「旧国民年金法の」を「旧国民年金法による」に、「厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の規定」を「厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）」に、「（以下単に「障害厚生年金」という。）」を「又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下この表において「平成24年一元化法」という。）附則第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による障害共済年金（以下この表及び次項の表において「障害厚生年金等」という。）」に、「国民年金法（昭和34年法律第141号）の規定」を「国民年金法（昭和34年法律第141号）」に、「障害基礎年金を除く。以下単に」を「障害基礎年金を除く。以下この表及び次項の表において」に、「障害厚生年金（当該」を「障害厚生年金等（当該」に、「国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）若しくは地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定による障害共済年金（以下単に「障害共済年金」という。）又は障害厚生年金」を「障害厚生年金等又は平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち障害共済年金（以下この表及び次項の表において「平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年

金」という。）若しくは平成 24 年一元化法附則第 61 条第 1 項に規定する給付のうち障害共済年金（以下この表及び次項の表において「平成 24 年一元化法改正前地共済法による障害共済年金」という。）」に改め、同表の障害補償年金の項中「旧船員保険法の」を「旧船員保険法による」に、「旧厚生年金保険法の」を「旧厚生年金保険法による」に、「旧国民年金法の」を「旧国民年金法による」に、「障害厚生年金」を「障害厚生年金等」に、「障害共済年金又は障害厚生年金」を「障害厚生年金等又は平成 24 年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成 24 年一元化法改正前地共済法による障害共済年金」に改め、同表の遺族補償年金の項中「に該当する」を「のうち」に、「厚生年金保険法の規定」を「厚生年金保険法」に、「（以下単に「遺族厚生年金」という。）」を「又は平成 24 年一元化法附則第 41 条第 1 項の規定による遺族共済年金若しくは平成 24 年一元化法附則第 65 条第 1 項の規定による遺族共済年金（以下この表において「遺族厚生年金等」という。）」に、「国民年金法の規定」を「国民年金法」に、「より支給される遺族基礎年金を除く。以下単に」を「よる遺族基礎年金を除く。以下この表において」に、「遺族厚生年金（当該」を「遺族厚生年金等（当該」に、「国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法の規定による遺族共済年金又は遺族厚生年金」を「遺族厚生年金等又は平成 24 年一元化法附則第 37 条第 1 項に規定する給付のうち遺族共済年金若しくは平成 24 年一元化法附則第 61 条第 1 項に規定する給付のうち遺族共済年金」に改め、同条第 2 項の表中「旧船員保険法の」を「旧船員保険法による」に、「旧厚生年金保険法の」を「旧厚生年金保険法による」に、「旧国民年金法の」を「旧国民年金法による」に、「障害厚生年金」を「障害厚生年金等」に、「障害共済年金又は障害厚生年金」を「障害厚生年金等又は平成 24 年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成 24 年一元化法改正前地共済法による障害共済年金」に改める。

（寒川町消防団員等公務災害補償条例の一部改正）

第2条　寒川町消防団員等公務災害補償条例（昭和41年寒川町条例第26号）の一部を次のように改正する。

附則第3条第1項中「当該損害補償」を「当該年金たる損害補償」に、「掲げる年金たる給付」を「掲げる当該法律による年金たる給付」に改め、同項の表傷病補償年金の項中「傷病補償年金」を「1　傷病補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。）」に、「の規定による障害厚生年金」を「による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下この表及び次項の表において「平成24年一元化法」という。）附則第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による障害共済年金（以下この表、次項の表及び第5項の表において「障害厚生年金等」という。）」に、「国民年金法（昭和34年法律第141号）の規定による」を「国民年金法（昭和34年法律第141号）による」に、「同じ」を「この表、次項の表及び第5項の表において「障害基礎年金」という」に改め、同項の次に次のとおり加える。

2　傷病補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。）	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.82（第1級又は第2級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあっては、0.81）

附則第3条第1項の表障害補償年金の項中「障害補償年金」を「3　障害補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。）」に改め、「厚生年金保険法の規定による」を削り、「及び国民年金法の規定による」を「等及び」に改め、同項の次に次のとおり加える。

4　障害補償年金（第18条の2に	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.82（第1級又は第2級の障害等級に該当する

規定する公務上の災害に係るものに限る。）		障害に係る障害補償年金にあっては、0.81）

附則第3条第1項の表遺族補償年金の項中「遺族補償年金」を「5　遺族補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。）」に、「の規定による」を「による」に改め、「遺族厚生年金」の次に「又は平成24年一元化法附則第41条第1項の規定による遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による遺族共済年金（以下この表及び次項の表において「遺族厚生年金等」という。）」を加え、「より支給する」を「よる」に、「同じ」を「この表及び次項の表において「遺族基礎年金」という」に改め、同項の次に次のとおり加える。

6　遺族補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。）	遺族厚生年金等及び遺族基礎年金	0.87

附則第3条第2項中「、当該損害補償」を「、当該年金たる損害補償」に、「から当該損害補償」を「から当該年金たる損害補償」に改め、同項の表傷病補償年金の項中「傷病補償年金」を「1　傷病補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。）」に、「厚生年金保険法の規定による障害厚生年金」を「1　障害厚生年金等」に、「国民年金法の規定による障害基礎年金」を「2　障害基礎年金」に、「より国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）」を「ついて平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち障害共済年金、平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち障害共済年金、平成24年一元化法附則第79条に規定する給付のうち障害共済年金」に、「条

において「国家公務員共済組合法等」という。）の規定による障害共済年金」を「表において「旧農林共済法」という。）による障害共済年金（以下この表及び第５項の表において「平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金」という。）」に改め、同項の次に次のように加える。

２　傷病補償年金（第18条の２に規定する公務上の災害に係るものに限る。）	１　障害厚生年金等	0.91（第１級又は第２級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあっては、0.90）
	２　障害基礎年金（当該損害補償の事由となった障害について平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0.92（第１級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあっては、0.91）

附則第３条第２項の表障害補償年金の項中「障害補償年金」を「３　障害補償年金（第18条の２に規定する公務上の災害に係るものを除く。）」に、「厚生年金保険法の規定による障害厚生年金」を「１　障害厚生年金等」に、「国民年金法の規定による障害基礎年金」を「２　障害基礎年金」に、「より国家公務員共済組合法等の規定」を「ついて平成24年一元化法改正前国共済法等」に改め、同項の次に次のとおり加える。

４　障害補償年金（第18条の２に規定する公務上の災害に係るものに限る。）	１　障害厚生年金等	0.89（第１級又は第２級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあっては、0.88）
	２　障害基礎年金（当該損害補償の事由となった障害について平成24	0.92（第１級の障害等級に該当する障害に係る

	年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。）	障害補償年金にあっては、0.91）

附則第3条第2項の表遺族補償年金の項中「遺族補償年金」を「5　遺族補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。）」に、「厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金」を「1　遺族厚生年金等」に、「国民年金法の規定による遺族基礎年金」を「2　遺族基礎年金」に、「より国家公務員共済組合法等の規定による遺族共済年金」を「ついて平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成24年一元化法附則第79条に規定する給付のうち遺族共済年金又は旧農林共済法による遺族共済年金（以下この表において「平成24年一元化法改正前国共済法等による遺族共済年金」という。）」に、「又は国民年金法の規定」を「又は国民年金法」に改め、同項の次に次のとおり加える。

6　遺族補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。）	1　遺族厚生年金等	0.89
	2　遺族基礎年金（当該損害補償の事由となった死亡について平成24年一元化法改正前国共済法等による遺族共済年金が支給される場合を除く。）又は国民年金法による寡婦年金	0.92

附則第3条第3項中「当該損害補償」を「当該年金たる損害補償」に、「事由に」を「事由となった障害又は死亡に」に、「年金たる給付の2が支給される」を「法律による年金たる給付の数が2である」に、「、当該年金たる給付」を「、当該法律による年金たる給付」に改め、同項の表傷病補償年金の項中「傷病補償年金」を「1　傷病補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。）」

に、「国民年金等改正法附則第 87 条第 1 項に規定する年金たる給付に該当する」を「1　国民年金等改正法附則第 87 条第 1 項に規定する年金たる保険給付のうち」に改め、「以下」の次に「この表及び第 6 項の表において」を加え、「の規定」を削り、「国民年金等改正法附則第 78 条第 1 項に規定する年金たる給付に該当する」を「2　国民年金等改正法附則第 78 条第 1 項に規定する年金たる保険給付のうち」に、「国民年金等改正法附則第 32 条第 1 項に規定する年金たる給付に該当する」を「3　国民年金等改正法附則第 32 条第 1 項に規定する年金たる給付のうち」に改め、同項の次に次のとおり加える。

2　傷病補償年金（第 18 条の 2 に規定する公務上の災害に係るものに限る。）	1　旧船員保険法による障害年金	0.83（第 1 級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあっては、0.82）
	2　旧厚生年金保険法による障害年金	0.83（第 1 級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあっては、0.82）
	3　旧国民年金法による障害年金	0.93（第 1 級又は第 2 級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあっては、0.92）

附則第 3 条第 3 項の表障害補償年金の項中「障害補償年金」を「3　障害補償年金（第 18 条の 2 に規定する公務上の災害に係るものを除く。）」に、「旧船員保険法の規定」を「1　旧船員保険法」に、「旧厚生年金保険法の規定」を「2　旧厚生年金保険法」に、「旧国民年金法の規定」を「3　旧国民年金法」に改め、同項の次に次のとおり加える。

4　障害補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。）	1　旧船員保険法による障害年金	0.83（第1級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあっては0.81、第2級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあっては0.82）
	2　旧厚生年金保険法による障害年金	0.83（第1級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあっては0.81、第2級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあっては0.82）
	3　旧国民年金法による障害年金	0.93（第1級又は第2級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあっては、0.92）

附則第3条第3項の表遺族補償年金の項中「遺族補償年金」を「5　遺族補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。）」に、「国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる給付に該当する」を「1　国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち」に、「国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる給付に該当する」を「2　国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金給付のうち」に、「国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付に該当する」を「3　国民年金等改正法附則第

32条第1項に規定する年金たる給付のうち」に改め、同項の次に次のとおり加える。

6　遺族補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。）	1　国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.87
	2　国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.87
	3　国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	0.93

附則第3条第4項中「当該損害補償」を「当該年金たる損害補償」に改め、「事由」の次の「となった障害又は死亡」を、「当該各号に掲げる」の次に「法律による」を加え、同条第5項中「厚生年金保険法の規定による障害厚生年金又は国民年金法の規定による障害基礎年金」を「次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付」に、「この条例の規定にかかわらず、この条例」を「第8条の規定にかかわらず、同条」に、「第1項又は第2項に規定する場合」を「同表の左欄に掲げる当該法律による年金たる給付の種類」に、「それぞれ第1項又は第2項に規定する傷病補償年金について定める」を「同表の右欄に掲げる」に、「がこの条例の規定による」を「が当該」に、「当該年金たる給付の額（当該年金たる給付の二が支給される」を「当該法律による年金たる給付の額（当該法律による年金たる給付の数が2である」に改め、同項に次の表を加える。

障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
障害厚生年金等（当該損害補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.86

障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
障害厚生年金等（当該損害補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.86
障害基礎年金（当該損害補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0.88

附則第3条第6項中「この条例の規定にかかわらず、この条例」を「第8条の規定にかかわらず、同条」に、「がこの条例の規定による」を「が当該」に、「当該年金たる給付」を「当該法律による年金たる給付」に改め、同項の表中「の規定」を削る。

（寒川町職員の再任用に関する条例の一部改正）

第3条　寒川町職員の再任用に関する条例（平成13年条例第4号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）附則第25条の2第1項第1号」を「厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）附則第7条の3第1項第4号」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、公布の日から施行し、平成27年10月1日から適用する。

（寒川町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

2　この条例による改正後の寒川町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（以下「新非常勤職員条例」という。）附則第5条の規定は、この条例の適用の日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた年金たる補償及び休業補償並びに適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係

る年金たる補償について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた適用日前の期間に係る年金たる補償及び適用日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

3　改正前の寒川町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(以下「旧非常勤職員条例」という。）附則第5条の規定に基づいて適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間に新非常勤職員条例の適用を受ける者に支給された旧非常勤職員条例の規定に基づく年金たる補償及び休業補償は、新非常勤職員条例による年金たる補償及び休業補償の内払とみなす。

4　平成24年一元化法第2条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。以下この項において「改正前国共済法」という。）による職域加算額（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成27年政令第345号）第8条第1項の規定により読み替えられた平成24年一元化法附則第36条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第82条第2項に規定する公務等による旧職域加算障害給付又は平成24年一元化法附則第36条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第89条第3項に規定する公務等による旧職域加算遺族給付に係るものに限る。）又は平成24年一元化法第3条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号。以下この項において「改正前地共済法」という。）による職域加算額（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成27年政令第347号。以下この項において「平

成27年地共済経過措置政令」という。）第7条第1項の規定により読み替えられた平成24年一元化法附則第60条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第87条第2項に規定する公務等による旧職域加算障害給付又は平成27年地共済経過措置政令第7条第一項の規定により読み替えられた平成24年一元化法附則第60条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第99条の2第3項に規定する公務等による旧職域加算遺族給付に係るものに限る。）の受給権者が同一の支給事由により平成24年一元化法第1条の規定による改正後の厚生年金保険法による障害厚生年金若しくは遺族厚生年金、平成24年一元化法附則第41条年金のうち障害共済年金若しくは遺族共済年金又は平成24年一元化法附則第 65 条年金のうち障害共済年金若しくは遺族共済年金の支給を受けるときは、当分の間、新非常勤職員条例附則第5条第1項の規定は、適用しない。

（寒川町消防団員等公務災害補償条例の一部改正に伴う経過措置）

5　この条例による改正後の寒川町消防団員等公務災害補償条例（以下「新消防団員等条例」という。）附則第3条の規定は、適用日以後に支給すべき事由の生じた年金たる損害補償及び休業補償並びに適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る年金たる損害補償について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた適用日前の期間に係る年金たる損害補償及び適用日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

6　改正前の寒川町消防団員等公務災害補償条例（以下「旧消防団員等条例」という。）附則第3条の規定に基づいて適用日から施行日の前日までの間に新消防団員等条例の適用を受ける者に支給された旧消防団員等条例の規定に基づく年金たる損害補償及び休業補償は、新消防団員等条例による年金たる損害補償及び休業補償の内払とみなす。